

第2期石川県イノシシ管理計画（案）の概要

1 計画策定の目的及び背景

イノシシは、平成6年頃から捕獲数が増え始めるとともに、県南部から拡大していた分布及び農作物被害が県内全域に拡大しており、近年、農作物被害も高い水準で推移している。そのため、引き続きイノシシを管理すべき鳥獣とし、計画的な捕獲を促進するとともに、被害防止対策など総合的な対策を実施し、個体数の削減と、農作物被害の軽減を図ることを目的とする。

2 鳥獣の種類 イノシシ

3 計画期間 平成29年10月1日～平成34年3月31日

4 管理の地域 全県

5 管理の指針

(1) 管理の目標

捕獲の一層の促進と被害防止対策の徹底等により、個体数及び農作物被害額を削減させる。

- ・毎年度、増加数を上回る9,000頭の捕獲を進め、平成33年度の個体数を平成28年度末の個体数約19,000頭の8割の約15,000頭以下とする
- ・平成33年度の農作物被害額を平成28年度の約81百万円の8割の約65百万円以下とする

(2) 目標達成のための施策の基本的考え方

- ① 狩猟による捕獲と有害捕獲での積極的な捕獲を推進
- ② 防護柵の設置など、農作物の被害防止対策の徹底
- ③ 耕作放棄地の解消及び緩衝帯整備に努め、分布拡大の抑制のため生息環境整備を推進
- ④ イノシシの利活用の推進

(3) 目標達成のための主な施策

- ① 個体数の調整

ア 猶期の延長

延長期間：11月1日から11月14日及び2月16日から3月末日

このうち、⑦及び⑧：箱わな猟及び止めさしのための銃猟に限る

①：銃猟及びわな猟

⑦ 11/1~11/14	通常の狩猟期間 11/15~2/15	① 2/16~2/末	⑧ 3/1~3/31	

イ 特例休猟区の設置

地元の要望に基づき、特例休猟区を設置する。

ウ 鳥獣保護区の狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域への移行

イノシシの生息数増加による農作物被害が発生している場合は、鳥獣保護区を一時的に解除し、狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域への移行を必要に応じて実施する。

エ 有害捕獲の促進

有害捕獲方法に「くくりわな」追加、一斉捕獲やメス捕獲など効果的捕獲を促進する。

② 被害防止対策

農作物被害が増加している地域への防護柵と箱わな等の設置を推進するほか、モデル集落への対策チームによる指導の実施や集落点検のサポート体制を強化する。

6 その他

効果測定、経過追跡のためモニタリングを行い、その結果をフィードバックして、検討を行い、随時計画の見直しを行う。

狩猟管理・被害防止対策の実施 → モニタリング調査 → 効果測定・検討評価
→ 狩猟管理・被害防止対策の実施